



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q コロナ禍対策として様々な助成金が注目され、当社でも使える助成金があれば良いと思っております。どんな助成金があるのか教えてください。

A コロナ禍対策として一番注目されたのは「雇用調整助成金」ですね。従業員を休業させた時に申請することができる、従来からある助成金ですが、このコロナ禍の中で中小零細でも申請しやすいように書類が大幅に簡略化されました。

受給上限額も1日一人あたり日額8,330円から15,000円にアップされたのは良かったと思います。解雇せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率も、90%から100%になりました。

今まで雇用保険に加入していないパートやアルバイトには救済措置がありませんでしたが、「緊急雇用安定助成金」で特例的に申請できます。これらの助成金は9月末までとなっておりますが、期間の延長が求められていますので延長される可能性が高いと思います。

また、中小企業だけですが、労働者が休業させられても会社から休業手当をもらえない場合には「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を申請することができます。受給額は1日あたり平均賃金の80%、上限額11,000円ですが、労働者側から申請できるのは良かったと思います。労働者が申請するだけでなく、会社が申請することも多いと聞きました。会社は休業手当を立替できないが、国から労働者に払ってもらいたいというところでしょうか。

学校や保育園などがお休み又は利用を控えるよう言われて、働くことができず仕事を休んだ保護者には「小学校等休業対応助成金」があります。小学校・放課後児童クラブ・保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合に、事業主が特別休暇を与えると申請できます。一日の受給額も雇用調整助成金と同様に上限8,330円から15,000円に引き上げられました。私共ハーモニーでもこの助成金は申請させて頂き助かりました。

経済産業省による給付金では、「持続化給付金」が有名ですね。新型コロナの影響により売上げが前年比50%以上減少している事業者に対し、法

人200万円、個人事業者100万円を上限に支給されます。

7月14日から受付開始したのが、「家賃支援給付金」です。持続化給付金とほぼ同じ要件です。土地やテナントの賃料の一部が支給され、法人600万円、個人事業者300万円が上限です。

その他、県や市でも独自のサポートがありました。千葉県では「千葉県中小企業再建支援金」と言い、申請期間は8月31日まで。休業要請対象業種か、休業したかによって20万円～40万円支給されます。

千葉市の「テナント支援金」は、ビルのオーナー向けに、1テナント当たり上限25万円支給されるものでしたが、残念ながら県・市とも申請期間は終了しました。これらの国、県、市のサポートは相互に併給調整がありませんので、受給可能であれば、すべて受給できました。

経済産業省管轄の補助金で、「生産性革命推進事業」をお知らせします。社労士には縁がないもので、今回の申請期限には間に合わないタイミングでのお知らせとなりましたが、今後も同様の支援があると思われますので時々HP等をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援する趣旨の補助金です。

① ものづくり・商業・サービス補助

・新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。通常枠の補助上限:1,000万円に加え、特別枠:補助上限:1,000万円。

② 持続化補助

・小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組を支援。通常枠の補助上限:50万円に加え、特別枠:補助上限:100万円。

③ IT導入補助

・ITツール導入による業務効率化等を支援。通常枠の補助上限:450万円に加え、特別枠:補助上限:450万円。色々ありますね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980